

第 2 次銚田市公共交通等事業継続支援金のご案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、旅客収入の減少が長期化している地域公共交通等の事業者の運行継続を支援することで市民の交通手段を確保するとともに、車内の衛生的な環境の確保を推進することで感染拡大の防止を図ります。

2 支援対象事業者

交付申請の日において、次の全てに該当する事業者が支援の対象となります。

- 令和 2 年 6 月 1 日現在において銚田市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者であって、今後も事業を継続する意思を有する者
 ※バス事業者…一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般貸切旅客自動車運送事業者
 ※タクシー事業者…一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。）
- 令和 2 年 6 月から令和 3 年 2 月までの運賃等収入額の合算額が、前年同月の運賃等収入額の合算額と比較して減少していること。
- 感染防止対策を実施していること。
- 市税等の滞納がないこと（市から徴収猶予を受けている場合又は市と納付誓約を締結している場合を除く。）。
- 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当、関与していないこと。

3 支援金

支援金の額は、1 事業者当たり基本額 20 万円及び令和 3 年 2 月 28 日時点において市内の営業所で保有する事業用車両の台数及び乗車定員に応じた加算額の合計額となります。

基本額	20 万円								
加算額	乗車定員 11 人以上の車両 2 万円／台 乗車定員 11 人未満の車両 1 万円／台 ※一般乗合、一般貸切又は一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両が対象です。ただし、市の委託事業の用に供する車両は除きます。								
算定例	【定員 11 人以上の車両 10 台及び定員 11 人未満の車両 5 台を所有する場合】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本額</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>25 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※（定員 11 人以上の車両 10 台×2 万円）＋（定員 11 人未満の車両 5 台×1 万円）</td> </tr> <tr> <td>支援額</td> <td>基本額 20 万円＋加算額 25 万円＝45 万円</td> </tr> </table>	基本額	20 万円	加算額	25 万円	※（定員 11 人以上の車両 10 台×2 万円）＋（定員 11 人未満の車両 5 台×1 万円）		支援額	基本額 20 万円＋加算額 25 万円＝45 万円
基本額	20 万円								
加算額	25 万円								
※（定員 11 人以上の車両 10 台×2 万円）＋（定員 11 人未満の車両 5 台×1 万円）									
支援額	基本額 20 万円＋加算額 25 万円＝45 万円								

4 申請手続

(1) 申請書類

次表の書類を提出してください。申請に必要な書類は市 HP にてダウンロードできます。

チェック	申請書類
	第 2 次銚田市公共交通等事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
	事業の許可を受けていることを証する書類の写し ※複数の事業許可を受けている場合は、それぞれ提出してください。
	令和 2 年 6 月から令和 3 年 2 月までの運賃等収入額及び令和元年 6 月から令和 2 年 2 月までの運賃等収入額が確認できる書類の写し （確定申告済の期間については法人事業概況説明書。それ以外の期間については売上台帳）
	保有車両が確認できる書類の写し （交付対象となる車両の車検証の写し）
	誓約書兼同意書（様式第 2 号）

(2) 申請期限

令和 3 年 5 月 31 日（月）午後 5 時まで【必着】

(3) 申請方法

感染症拡大防止のため、郵送により申請してください。

<宛先> 〒311-1592 銚田市銚田 1444 番地 1

銚田市政策企画部まちづくり推進課 地域振興係宛

(4) 支援金の交付

適切な申請書受理後、概ね 2 週間程度で交付申請書に記載した口座に入金予定です。

5 Q&A

Q 支援金の使途に制限はありますか？

A ありません。

Q 支援金は課税対象になりますか？

A 支援金は、税務上は益金（個人事業者の場合は総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。所得税や法人税に関して不明な点などありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q 複数の営業所を持っており、銚田市外にもありますが、全営業所の車両台数分支援金が交付されますか？

A 銚田市内の営業所に登録している車両のみが対象となります。

Q 申請は営業所ごとにできますか？

A 1 事業者ごとの支援ですので、営業所単位での交付ではありません。複数の営業所をお持ちでも、基本額は 1 件分です。

【問い合わせ先】

銚田市政策企画部まちづくり推進課地域振興係

電話:0291-36-7154(平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

FAX:0291-32-4622